

Q 自衛隊は合憲?違憲?

A どちらでもない曖昧な位置にあります

昭和44年、北海道長沼町の自衛隊ミサイル基地建設をめぐり、地元住民が「自衛隊違憲」を訴え裁判を起こしました（長沼ナイキ事件）。昭和48年、札幌地裁は自衛隊を「憲法第9条が保持を禁止している戦力」にあたると違憲判決を下しました。しかし、昭和51年札幌高裁、昭和57年最高裁は「司法審査対象外」として棄却。つまり自衛隊設置の判断は司法ではなく、政治に任せるべきだと判断したのです。以来、高裁・最高裁が自衛隊の合憲・違憲を判断した例はありません。



自衛隊に憲法の後ろ盾を! 憲法9条の自衛隊明記を実現させよう



戦後長らく曖昧にされてきた自衛隊の位置づけを国が発議し、日本国民が判断するときです。

終戦後、日本は軍が解体され、米軍と警察が治安を担いました。昭和25年6月、朝鮮戦争勃発により米軍が朝鮮半島へ派遣され、国内防衛の空白が生じます。東西冷戦の緊張下、吉田首相はマッカーサー司令官の許可を得て「警察予備隊」を設置しました。その後、昭和29年に自衛隊法・防衛庁設置法が公布され、自衛隊が発足。現在約23万人を擁する組織に成長し、24時間365日、わが国の平和と独立を守っています。

令和6年5月実施の読売新聞社全国世論調査の結果

